

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年8月20日午後1時30分から令和6年第8回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口 潤
事務局長補佐	高橋 真一郎
係長	田尻 和稔

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下げについて
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	令和6年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻 和稔
----	-------

- 議 長 只今から令和6年第8回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 6番松本隆委員から欠席の報告があります。
只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には7番高橋重貴委員、8番及川宏和委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の取下げについてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 2 番の案件について 7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

———7 番委員退席———

議 長 これより、番号 1 番から 2 番の案件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

第 8 番 委 員 8 番及川です。

農地管理の関係で、地域の住民の方々から、適正に管理されていないという話がでています。利用権設定や農地法 3 条の申請の際に、別紙等で適正に管理する規約のようなものをプラスしてつけるようにできませんか。また、その経過によって、罰則のようなものをつけられないのでしょうか。

議 長 今の話は、管理の話だと思いますが、事務局回答をお願いします。

事務局 農地の適正管理についてですが、現状ですと、許可をしましたという通知文書に合わせて、農地の適正管理をお願いしますという内容を通知しています。

しかし、これは特に罰則等はございません。

及川委員よろしいですか。

議 長 はい。

第 8 番 委 員 長 この件について、他にありませんか。

第 1 9 番 委 員 長 19 番、高橋です。

この問題は今あった問題じゃなくて、以前からあった問題であると思います。これは個人的な問題ではなく、規模拡大する方々が増えていく中で、共通する問題であると思います。

農業委員会の立場として、受付等の際に、適正な管理等の条件を位置づける必要があると思います。また、指導をしても適正に管理がされないという件に関しては、別な形で対応が求められてくるのではないかと思います。

これは農業委員会だけの問題ではなく、農林課も関わる問題かもしれませんが、今後このような適正管理に関する問題は増えていくと思いますし、審議する際に、そういうところにも目を行き届かせなければいけない状況になってくると思いますので、その辺は今後検討して欲しいと思います。

第 1 8 番 委 員 長 18 番、田口です。

番号 1 番、2 番の案件は私が関与しましたが、所有者の方々はどこに田んぼがあるのかもわからないという状況でした。

これは、今回の案件のみではなく、多く聞かれることです。

荒れてしまう農地をきちんと管理してもらうように、どこに農地があるのかをきちんと伝えていくのも農業委員の大事な活動ではないのかなと思います。

第 17 番 委員

17 番の小島です。

今、土地を離す人が多く、受ける側が受けられなくなっているという状況になりつつあり、非常に大きな問題であると思います。

借りても日々の草刈りまで手が回らなくなっているのかもしれない。

農業委員として、賃貸借の仲介をしますが、受け手は「無理だけでも荒廃農地にするわけにいかないからしょうがない」といつて受けてくれることもありますので、このような適正管理の問題が発生するのかもしれない。

難しい問題ですが、このようなことも考慮して、注意文書等の通知を出すようにした方がいいのかなと思います。

議

長

今の出た意見は、委員の皆さんが思っていることだと思います。解決するのは難しいことだと思いますが、農地の契約をする際には、農地を適正に管理するのだという思いで契約してもらいたいと思います。

その他ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 番から 2 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案件は原案のとおり決定しました。

7 番高橋重貴委員の入席を許します。

——7 番委員入席——

議

長

7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

先ほど、農業委員の方々より、農地の管理についてご意見がありました。

委員のみなさんは、農業者として、農地をお願いされることもあると思います。また、農業委員の立場として、無理して農地を借り受けることもあると思いますが、管理を徹底していただきたいと思います。

今後も、連絡会等で情報交換し、事務局や農林課とも連携して、農地の適正管理がされるように努めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、これより、番号 3 番から 5 番の案件について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——討論なし——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番の案件について11番高橋新一委員より報告願います。
 第11番委員 11番高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
 8月9日午後、永岡地区の小野まり子委員、松本隆委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
 借受人である[]が[]発注の「永徳山治山工事」受注に伴い、駐車場及び工事材料の仮置き場等の用地として使用するため、農地所有者の[]さんから、田を賃貸借により借り受け令和7年2月まで一時転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、農振計画の農用地区域内農地であり、農地転用目的の例外規定である3年以内の「一時転用」に該当することから許可できるものと考えます。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。
 周辺への被害防除措置としては、農地に形状変更を加えるものでもなく、敷き鉄板を用いるなどして損傷が生じないよう現状維持に留意する計画であることから周辺農地への影響は、発生しないものと思われます。
 申請地は、工事施工箇所に近接する田で、現在は、[]さんが借り受けておりますが、耕作者の同意を得ているほか、[]からも農地転用がさしつかえない意見を受けております。
 また、工事完了後は、すみやかに現状の農地へ復元する計画となっていること、昨年度、一昨年度も同内容で申請があり、工事完了後には適切に農地へ復元されていたことから、農地転用は、許可相当であ

ると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——討論なしのとき——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 朗読説明

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について3番宮本賢委員より報告願います。

第3番委員 3番宮本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

8月19日午前、北部地区の渡辺好章委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

当初の事業計画では、XXXXXXXXXXが農地を事業用地分譲造成に係る開発道路を築造するため、XXXXXXXXXXさん所有の畑を所有権移転により転用する計画であったところです。

今回の事業計画変更については、譲受人であるXXXXXXXXXXさんからの要望により道路からの侵入を防ぐフェンスを設置するため、申請地を使用貸借により永久転用するものです。

現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。

農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となったことが、事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、自己資金により実施することが確実であること、周辺への影響は変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、所有権移転番号1番並びに利用権設定番号2番の案件について8番及川宏和委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——8番委員退席——

議 長 これより、所有権移転番号1番並びに利用権設定番号2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号1番並びに利用権設定番号2番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手手全員であります。
よって、本案件は、原案のとおり決定しました。
8番及川宏和委員の入席を許します。
——8番委員入席——

議 長 8番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号3番の案件について19番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

- 議 長 ———19 番委員退席———
- これより、利用権設定番号 3 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 3 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———
- 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
19 番高橋正則委員の入席を許します。
- 議 長 ———19 番委員入席———
- 19 番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 4 号の利用権設定番号 1 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———
- 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号令和 6 年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
- 事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
- 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号令和 6 年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に
関する要請事項について、原案のとおり決定することに賛成する
委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

令和 6 年第 8 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
までした。

時間 14 時 30 分